



倉敷市市民企画提案事業について

答 申

平成28年3月22日

倉敷市市民企画提案事業審議会

目 次

	頁
審查結果	2
個別講評	4
審議會委員名簿	8

(資料)

諮問書，倉敷市市民企画提案事業実施要綱

三寒四温を繰り返しながら、春の訪れを待つ頃、倉敷市政に大いなる期待と希望を抱いている状況です。倉敷市市民企画提案事業は、市民活動団体の公益的な活動を支援することにより、市民活動の更なる発展と活性化を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的にしています。今回も多くの応募があり、それぞれの分野で活動する皆様に対し、心から敬意を表すところです。

少子高齢化、心の問題、相対的貧困、防災、そして地域活性化と、様々な課題を抱える混沌とした現代において、多くの市民がその解決に取り組んでいます。このような取り組みを支援するために平成 17 年度から開始した本事業は、定期的に見直しながら現在に至ります。この制度をより利用しやすく整備し、団体の自主自立や成長を促すことにより、倉敷市が、皆が住み続けたい、終の棲家と感じられるような、よりよい街になることを願っています。

本審議会は、2月13日と14日の2日間にわたり、各団体のプレゼンテーション、質疑応答を経て、厳正かつ公正に審査を行いました。どの団体の提案も支援したいと思えるほど素晴らしい内容でしたが、団体の経験、歴史、広がり等を考慮して本答申をまとめました。

審査した事業は、子どもの健全育成の充実、安心安全の提供、健康増進、地域活性化、社会環境の改善など、市民サービスの向上に寄与するものばかりでした。これを契機にすべての団体が、ますます活躍していくことを期待しています。

最後に、倉敷市市民企画提案事業に格別のご理解とご協力を賜り、公開プレゼンテーションの実施に当たり、真摯に対応して頂いた全ての関係各位に心よりお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月 22 日

倉敷市市民企画提案事業審議会
会 長 猪 木 直 樹

審査結果

2月13日及び14日に開催した公開プレゼンテーションで、申込団体や市担当課が事業内容の説明を行い、その説明や質疑応答を通して、審議会が事業の実現可能性や団体の熱意など、次に掲げる審査基準にもとづいて審査を行った。

【審査基準】

区分	審査基準	審査の視点	点
団体	組織体制	知識、専門性、経験など他にない強みがあるか 事業実施、事務処理、広報など会員間で役割を分担しているか 自主財源（事業収益、寄付、会費）を確保する取り組みはあるか	30
	意欲	打ち合わせや活動を定期的に行っているか（開催頻度、参加会員数） 【新規のみ】課題解決に取り組む姿勢と熱意に共感できるか 【2年目以降】ブログ「まちづくりびと@倉敷」への投稿回数 【2年目以降】PRイベント「まちづくりびと展」への取り組み状況	
	活動	団体の信頼性を高めるため、運営や活動の情報公開をしているか 中・長期的な活動計画があるか	
目的	課題設定	解決しなければならないという点に共感できるか 設定した課題は社会的背景に合致しているか 市民ニーズは事実にもとづいて分析されているか	20
	公益性	利益を受ける範囲が限定的ではなく、不特定多数の市民に開かれているか 行政が補助してよい内容であるか 事業の実施により市民サービスの向上が期待できるか	
計画	有効性	課題解決に向け、的を射る有効な事業計画であるか 住み良いまちの実現に繋がる内容であるか 事業の発展や地域社会への波及効果が期待できるか	20
	妥当性	趣味的なものではなく、一般市民の理解が得られる内容であるか 事業計画は団体の設置目的に沿っているか 活動の実施回数は十分確保されているか	
	協働性 【協働事業 部門のみ】	団体と市の役割分担が明確かつ妥当であるか 団体が単独で実施するよりも、明らかに高い効果が見込めるか 事業計画に団体と市、双方の意見を反映しているか	
実現	創意工夫	活動を広く知ってもらう工夫がみられるか 実施時期や開催場所の選定に、事業の効果を高める工夫がみられるか 新しい視点からのアイデアや独自性が盛り込まれているか	20
	実施体制	地域、団体、企業など、他の組織と実施に必要な連携が図られているか 事業遂行に必要な専門知識や技術を持ったスタッフを確保しているか	
予算	予算設定	過大な支出を抑えた、費用対効果の高い予算設定であるか 予算額の積算根拠が明確であるか 参加費を集めるなど、相応の受益者負担を求めているか	10

【審査結果】

次の表は事業を得点の高い順に並べたものである。各委員の持ち点を100点とし、全委員の平均点をその事業の得点とした。得点が50点以上の事業を採択できるものとしているが、今回は15位以上の事業が50点を超え、16位の事業が50点を下回った。

順	事業名	団体名
1	障がい児の保護者支援事業	NPO 法人ペアレント・サポートすてっぷ
2	ハートフルスポーツの集い	特定非営利活動法人スポーツライフ'91 天城
3	市民が「考えて・支えて・創る・外出支援」応援団（検証編）	特定非営利活動法人かめかめ福祉移送
4	わたしたちの地域の防災力を高めよう!!	倉敷市災害ボランティアコーディネーター連絡会
5	「一汁一菜食」から学ぶ倉敷の文化	「倉敷のかあさん」Mamma Cafe
6	市民の目で橋守れ「橋守」サポーター養成事業	特定非営利活動法人 TEC.ECO 再生機構
7	新倉敷南公園、ホテル再生事業	特定非営利活動法人 21 世紀の環境づくりを進める会
8	さいころくらぶ	特定非営利活動法人くらしき教育発達研究所さいころ
9	ひきこもりサポート事業～親子関係講座(導入編)と居場所作り～	特定非営利活動法人育々会
9	玉島のお茶文化に触れてみよう!	玉島茶室群研究会
11	「ぐらん・ま」の子育てみまもり隊・結集事業	子育てひろば はなっこ
12	里山の整備と絶滅が危惧される湿性の野生生物保護	倉敷の自然をまもる会
13	ツツジ山再生プロジェクト	ツツジ山再生プロジェクト
14	地域の安全と健康づくり事業	堤下シニアクラブ
15	「歳をとっても地元の商店で買い物をし続けることができる」為の事業	特定非営利活動法人ぶどうの家わたぼうし
16	「心に花を咲かせよう」	インドネシアと倉敷の文化交流会アンクルン会

9位は同点

個別講評

障がい児の保護者支援事業

[自主事業コース]

障がい児の保護者を支援する事業は、子どもの育成にも有益である。団体の活動も年々着実に自立へと向かっている。需要と供給を見極め、ニーズの高い部門の拡大と、低い部門の縮小・撤退も速やかに展開できている。一定期間、着実に運営した後は、内容の精査を行い、居場所を複数展開したり、スタッフの人材育成に力を入れるなど、次の段階に進むための方向付けをしていただきたい。父親への面談のように、新たな支援の形を様々な視点から検討し、団体の役割を自覚した活動を続けられることを期待する。

ハートフルスポーツの集い

[協働・市民提案コース]

地域住民も障がいのある方も、ともに同じルールでスポーツを楽しめる環境づくりは有意義な活動である。団体の規模も大きく、地域からの関心の高さも認められる。スポーツやレクリエーションを主催する側の配慮やスキルを一定水準に保てるように、行政と協力し、安全な取り組みに繋がっていただきたい。また、資金面で自立した事業として成り立つように、次の段階へのステップアップを期待する。

市民が「考えて・支えて・創る・外出支援」応援団（検証編）

[自主事業コース]

出前講座での学習会や実証運行など、住民の要望を踏まえた活動ができている。需要と供給のバランスも一定の水準で保たれていると受け取れる。ただ、実証運行を取りやめた地区住民の理解が、本当に得られたのか憂慮される面もある。取りやめる際には別の切り口からの支援も模索していただきたい。また、利用者数や参加者数などのデータを分析することで活動の根拠とし、更なる工夫を重ねることで住民自身による実質的な活動に繋がっていただきたい。

わたしたちの地域の防災力を高めよう!!

[自主事業コース]

防災意識を高める地道な活動であり評価できる。自主防災組織の設立に向けて、講座の対象を子育て世代にする、地元の消防団と連携する、といったように柔軟に事業を展開していただきたい。昨年に引き続き、バスを利用した視察に予算が多く盛り込まれているが、身近な環境でも取り組める防災訓練や、DVD等の手軽な視聴覚資料を積極的に取り入れるなど、事業の自立が進展するよう工夫を加えていただくことを期待する。

「一汁一菜食」から学ぶ倉敷の文化

[自主事業コース]

不登校や引きこもり傾向にある若者が集まれるお店を展開することで、若者の自己の役割の認識や社会化の自覚が芽生える有益な活動と言える。活動も徐々に定着し、固定した客層もできており、運営が安定と自立に向かっていると感じられる。しかし、お店の利用者や、ワークショップの参加者の実数などは捉えにくい。今後、団体の自立した運営のために、ニーズの高

い部門を強化し、低い部門から撤退するといった取捨選択をされることを期待する。

市民の目で橋守れ「橋守」サポーター養成事業

[自主事業コース]

全国的に橋の老朽化は大きな問題となっており、地域住民が地元の橋に関心を持ち、日頃から点検や清掃に取り組むようになることは有益である。計画では、高校生を対象にした後継者育成と、広く一般市民を対象にしたサポーター育成と2つの異なるニーズに対応しているが、若干の違和感がある。対象をどちらかに絞るか優先順位をつけることで、ねらいがはっきり見えてくると言える。また、地域での取り組みを重視するのであれば、地元の消防団へ働きかけをする、地域住民で橋マップを作成するといった視点からの発想も加えていただきたい。

新倉敷南公園、ホタル再生事業

[自主事業コース]

公園内にビオトープを整備するということで、地域住民の了解と市の許可が前提となる事業である。一つひとつ丁寧に前提条件を満たしてから事業を開始していただきたい。ホタルを鑑賞しやすくするために、街灯など夜間の明かりを抑えることもあるかと思われるが、その時は、周辺の安全確保に対し十分な配慮が必要である。また、ホタルが飛ぶ時期以外は立ち入り禁止ということのないよう、ビオトープの活用企画を検討していただきたい。この事業を通じて、環境保護の取り組みが近隣の公園などにも波及するよう、長期的な計画を期待する。

さいころくらぶ

[自主事業コース]

貧困状態の家庭の子どもたちへ学習環境の提供であり、現在も数名の利用者があることから、セーフティーネットの役割を持つ居場所となることが期待できる。一方で、対象とする年齢の幅が広いと、年齢に合わせた環境づくりや、想定以上の利用があったときの配慮が必要となる。ある程度、対象範囲を絞ることも検討していただきたい。個人情報や倫理的な問題があり、対象者の選別や宣伝そのものにも困難があると思われるが、小学校などと連携をとることで、その可能性を探っていただくことを期待する。

ひきこもりサポート事業～親子関係講座（導入編）と居場所作り～

[自主事業コース]

引きこもりの子どもを持つ親への働きかけは、当事者支援に有効である。当事者への介入や支援のノウハウを得られる協力団体もあるということで、団体の持つ強みを生かした事業であると評価できる。親と子どもの支援を並行して実施する計画であるが、それがよいのか、まずは親、次は子どもと順を追って支援するのがよいのか、検討が必要である。また、引きこもりの子どもと合わせて、引きこもりの兆候がみられる子どもへの予防にも視野を広げていただきたい。そして、社協や保健所のほか、学校やその他施設などとの連携も進めることで、支援を充実されることを期待する。

玉島のお茶文化に触れてみよう！

[自主事業コース]

玉島の地域に、かつて茶室の文化があったことを後世に伝える働きかけは、文化財保護の観点から重要な活動である。個人の所有物であるがゆえに埋もれている茶室の文化を掘り起こし、地域全体にアピールしていく活動になれば、ユニークで先駆的な活動になる。そのためには、地域の理解と協力は必須と言える。また、目的を同じくする団体と連携できれば、より強固な活動展開に繋がるはずである。事業で調査した結果を茶室マップで提示するなど、宣伝や理解を促す活動に展開していくことを期待する。

「ぐらん・ま」の子育てみまもり隊・結集事業

[自主事業コース]

主に 40 歳以上の地域に埋もれた人材を活用し、地域ぐるみの子育て応援に繋げる事業であるが、年齢や性別をあまり制限せず、幅広く人材を受け入れることを検討していただきたい。また、地域のニーズに沿った場所となる工夫を加え、子育て応援、人材育成、親同士、親子間交流など様々な視点からの支援へと拡大していただきたい。また、子育て応援の人材育成、その後の人材起用の検討等、先の展開を意識した計画づくりをされることを期待する。

里山の整備と絶滅が危惧される湿性の野生生物保護

[協働・行政提案コース]

特定の地域特有の立地条件や環境保全は重要な課題と言える。観光を目的とする整備とは一線を画す静かな活動である必要はあるが、行政との協働提案コースならではの、地元住民を巻き込んだ活動にしていただきたい。また、ごく一部のみに限られた環境や生物に偏ることなく、倉敷市全体に生息する絶滅危惧の生態系への配慮も加えたうえで、数年先を見据えた活動に取り組んでいただきたい。

ツツジ山再生プロジェクト

[自主事業コース]

歴史ある銅山の跡地に由緒あるツツジを植え、環境保護・地域活性化・地域愛の醸成が見込める活動である。地域活性化においては、地域の人々が主役となるようPRする取り組みが重要となる。地域愛の醸成においては、小中学校との連携を深め、植物育成の観察授業や写生大会にツツジを提案するなど、一人ひとりが育てた苗に愛着を持てるよう工夫されたい。また、写真コンテストの開催に予算の多くが占められているが、専門家ではなく地域で投票するなど、コストを抑えて実施できるよう検討を期待する。

地域の安全と健康づくり事業

[自主事業コース]

団体として安定した活動を行っており、地域の小中学生の登下校や夜間の安全パトロールなど、地元密着の活動は評価できる。今回の提案は、地域住民の健康や福祉への寄与が主な目的となっており、高齢者に特化している感は否めない。また、活動量計を用いた集計は個人情報

や倫理的な配慮が必要であり，ポイント制の導入も画期的な企画であるが，利用方法が不明瞭となっている点は残念である。安全パトロールなど，地域密着の地道な活動を，丁寧に継続されることを期待する。

「歳をとっても地元の商店で買い物をし続けることが出来る」為の事業

[自主事業コース]

歳を重ねても生まれ育った地域で暮らすことは，その方の望む生活の形に寄り添えると言える。しかし，車両費が予算の大半を占めているのが目立ち，それが母体となる団体へ流れていくというのは補助金の目指すところではない。内容としては，買い物に限定し，向かう商店を絞っているのので，曜日・時間・道順などをある程度決めておくことで，効果の高い効率的な事業スタイルになると考えられる。将来，地域に事業を渡していくというのであれば，地域の人が自立して運営していけるよう，方向性を示す企画となるよう検討していただきたい。

「心に花を咲かせよう」

[自主事業コース]

インドネシアのアンクルン演奏や劇，ミュージカル，講演と，多彩な企画であり，それらを通して日本の豊かさを再認識してほしいという意図がある。しかし，インドネシアの楽器に触れることが，日本の豊かさへと繋がっていくという辺りが理解しにくい。また，開催時期，回数，規模，想定する人数，予算の兼ね合いで妥当性や一貫性に欠ける部分がある。異文化交流など主軸を設定し，それに沿った小規模な活動を重ね，その後に大きな発表会を行うなど，企画の再検討をしていただきたい。国や文化が異なっても音楽が心を豊かにするのは事実である。団体の強みを生かした企画提案を期待する。

倉敷市市民企画提案事業審議会委員名簿（第5期）

平成28年1月20日現在

氏名（敬称略）	所属等
いぎ なおき 猪木 直樹	玉島みなと若旦那会
いしだ まい 石田 麻衣	弁護士（太陽綜合法律事務所）
いわたに よしお 岩谷 義雄	天城かえで団地町内会 会長
いわもと たけし 岩本 武	水島信用金庫 専務理事
おかの てるみ 岡野 照美	岡田地区まちづくり推進協議会 事務局員 元 協働の指針検討委員会委員
きど けいこ 木戸 啓子	倉敷市立短期大学 保育学科 准教授
しんみょう としき 新名 俊樹	くらしき作陽大学 音楽学部音楽学科長 准教授
ふくやま てつろう 福山 哲郎	FMくらしき「プリティーウーマン」 スペシャルサポーター
まつもと けいこ 松本 啓子	川崎医療福祉大学 保健看護学科 教授
よしだ みつひろ 吉田 光宏	岡山県備中県民局 地域づくり推進課 課長

50音順

倉敷市市民企画提案事業審議会

会 長 猪 木 直 樹 様

倉敷市市民企画提案事業について（諮問）

倉敷市市民企画提案事業実施要綱（平成 1 8 年 1 1 月 2 1 日施行）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次の市民企画提案事業の採択に係る審査について諮問します。

平成 2 8 年 2 月 1 3 日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

- 1 平成 2 8 年度自主事業部門の採択審査
市民が「考えて・支えて・創る・外出支援」応援団（検証編） ほか 1 3 件
- 2 平成 2 8 年度協働事業部門の採択審査
ハ～トフルスポ～ツの集い ほか 1 件

倉敷市市民企画提案事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主自立した市民公益活動が多様に展開され、もって市民参加や協働によるまちづくりを推進するため、市民公益活動をしようとする団体が提案する事業(以下「提案事業」という。)に補助金を交付するものとし、その申請、選定及び補助金交付等に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(提案事業の部門)

第2条 提案事業は、次に掲げる部門で構成し、各部門の補助の目的は別表に定めるところによる。

- (1) 自主事業部門(自主事業コース)
- (2) 協働事業部門
 - ア 市民提案コース
 - イ 行政提案コース

(申込団体)

第3条 申込みできる市民活動団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内に活動拠点を有する団体
- (2) 組織運営等に関する規則、会則等が定められている団体
- (3) 提案時において、次のいずれかに該当する5人以上で構成している団体。
 - ア 本市内に住所を有する者
 - イ 本市内に勤務する者
 - ウ 本市内の高校、短大、大学その他の各種学校等に在学している者
- (4) 別表に定める要件に適合する団体

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、申し込みできないものとする。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)又は政党等を推薦し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準

すべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）
第 5 条及び第 8 条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
（対象となる提案事業）

第 4 条 提案事業は、次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 提案団体が実施主体となる事業
(2) 単年度で完結する事業
(3) 本市又は本市の外郭団体の補助を受けない事業
(4) 原則として本市内で実施される事業
(5) 協働事業部門は、本市が実施中又は実施予定としている事業と重複しない事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は提案事業の対象としない。

- (1) 施設等の整備（不動産の取得を含む。）を主眼とする事業
(2) 個人給付等の補助的制度に関する事業
(3) 営利を目的とする事業
(4) 宗教上の教義、信者の教化育成等に係る事業
(5) 政治上の主義の推進、支持、反対等の主張又は表明に係る事業
（提案事業の公募）

第 5 条 市長は、提案事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、応募要領を定めて公表するものとする。

3 前項の応募要領には、審査の方法及び基準を記載するものとする。

（申込方法）

第 6 条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、
所定の申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

- (1) 事業計画書
(2) 予算書
(3) 提案団体概要書
(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 提案団体は、同一の募集期間内において 1 事業のみ申し込みできるものとする。

3 協働事業部門への申し込みにおいては、提案団体は、協働の相手方となる市の担当課（以

下「市担当課」という。)と提案事業の内容について、事前に合意しておくものとする。

(提案事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込書類の提出を受けた提案事業について、第5条第3項の規定による方法等により審査するものとする。

2 前項の審査にあたっては、市長が倉敷市市民企画提案事業審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

3 市長は、審議会の答申を踏まえ、適当と認める提案事業(以下「採択事業」という。)を選考し、選考結果を当該提案団体に通知するものとする。

4 市長は、採択事業の概要及び選定理由を公表するものとする。

(経費の補助)

第8条 市長は、別表に定めるところにより、採択事業の実施に要する経費について、補助金を交付することができる。

2 同一団体に対する補助金の交付は、各コース合わせて5年までとする。

(対象経費)

第9条 補助金の交付の対象とする経費は市長が別に定める。

(採択事業の具体化と進行管理)

第10条 第7条第3項の規定により採択事業として通知を受けた提案団体(以下「実施団体」という。)及び市長は、それぞれの役割分担及び事業内容を明確にした協定書を締結するものとする。ただし、自主事業コースの実施団体についてはこの限りではない。

2 協働事業部門の実施団体及び市長は、協定書に則り、採択事業の実施及び進行管理を行うものとする。

3 市長は、進行状況並びに実施結果について、適時に公表するものとする。

(採択事業の変更)

第11条 実施団体は、次の各号のいずれかに該当するときは事業計画変更協議書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(1) 採択事業に要する経費の配分を変更しようとするとき

(2) 採択事業の内容を変更しようとするとき

(3) その他申請に係る事項の変更をしようとするとき

2 市長は、実施団体から前項の申し入れがあったときは、直ちに実施団体と協議を行い、措置を決定し、通知するものとする。

(採択事業の中止等)

第12条 実施団体は、採択事業を中止し、又は廃止しようとするときは事業中止・廃止届を市長に提出するものとする。

2 市長は、実施団体から前項の届出があったときは、直ちに採択事業の中止・廃止に伴う補助金の返還を命ずるなど措置を決定し、通知するものとする。

(事業報告書)

第13条 実施団体は、採択事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書としてとりまとめ、市長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

(報告会等)

第14条 市長は、中間ヒアリング及び事業実施報告会(以下「報告会等」という。)を開催するものとする。

2 実施団体は、市長が報告会等を開催するときは、主体的に参加しなければならない。

(採択事業の評価等)

第15条 採択事業の事業評価にあたっては、市長が審議会に諮問するものとする。

2 市長は、審議会から事業評価の答申があったときは、必要な措置を講ずるものとする。

(事務局)

第16条 事務局は、市民活動推進課に置く。

2 事務局は、次の事務を所掌する。

(1) 第一次審査となる書類審査に関すること。

(2) 円滑な事業実施への連絡や調整に関すること。

3 審査の公平・公正を期するため、市民活動推進課は、第6条第3項に規定する市担当課から除く。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第17条 実施団体は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、協定書を締結した採択事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度又は平成21年度に新たに実施した採択事業のうち、引き続き平成22年度以降に採択を受けて実施する採択事業の補助率及び補助額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

別表（第2，3，8条関係）

部門	自主事業部門	協働事業部門	
コース	自主事業コース	市民提案コース (団体の企画提案)	行政提案コース (市がテーマを提示し団 体が企画提案)
補助の目的	自主活動を充実・発展さ せるための補助	団体と市が協働という手法で実施することで、より 効果的になり市民サービスの向上につながる事業を 実施するための補助	
補助率	対象経費の90%以内	対象経費の75%以内	対象経費の100%以内
補助の上限	30万円	50万円	
応募要件	申込日現在で1年以上の 活動実績がある団体	自主事業コースで1年以上 の実績がある団体、又は同 等の実績がある団体	申込日現在で1年以上の活 動実績がある団
補助年数	3年以内	3年以内	3年以内

交付額は千円単位（千円未満切捨て）とする。